

虐待被害等により単身生活を余儀なくされた生活困窮大学生等の  
支援制度の創設及び生活保護制度の柔軟な運用を求める要望書

大学等に進学したのち虐待等の被害を受けたことによりその環境から避難したうえで就学しようとする大学生等の中には生活困窮に陥り、その意思に反して就学を断念せざるを得ない人達が存在します。

本来であればこのような逆境にある子ども・若者へのセーフティネットとして生活保護費が支給されるべきと考えますが、生活保護法に基づく現行の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）により、原則生活保護は受給できません。

先日面会した「虐待どっとネット」代表理事 中村 舞斗氏の、大学在学中に過去に受けた児童虐待の後遺症によるフラッシュバックでアルバイトができなくなり、生活保護の相談をしたものの、大学生であることを理由に断られ、生活を維持するためには大学を中退するしかほかに選択肢がなく、社会復帰まで8年もの年月を必要としたとの話を聞くにつけ、我が国の将来を担う若者の修学意欲の芽を行政自らが摘んではいけないという思いを強くしたところです。

そもそも上記厚生省社会局長通知は58年前に発出されたものであり、現社会と当時とは社会情勢が大きく変化しています。文部科学省の「学校統計」によれば、令和2年度の高等教育機関進学率は83.5%に上り、もはや大学等への進学は一般的なこととなっています。

このように法の規定が壁となり支援が受けられない若者の存在を強く認識し、「誰も一人にさせないまち」を標榜する本市では、市民から寄贈された浄財を以って設立した「よかった ありがとう。」基金を財源として、生活困窮等を理由に児童相談所が児童自立生活支援を決定した大学生等に対して生活保護費に代わる当面の生活費等を支給する制度を新たに立ち上げる予定です。

つきましては、国におかれましても、児童虐待の被害等で単身生活を余儀なくされた生活困窮大学生等への支援制度の創設や生活保護制度の柔軟な運用を早急に実現していただきたく、ここに要望いたします。

令和4年1月28日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

横須賀市長 上地 克明